

高森町  
橋梁個別施設計画

平成 30 年 12 月  
令和元年 11 月改訂

高森町

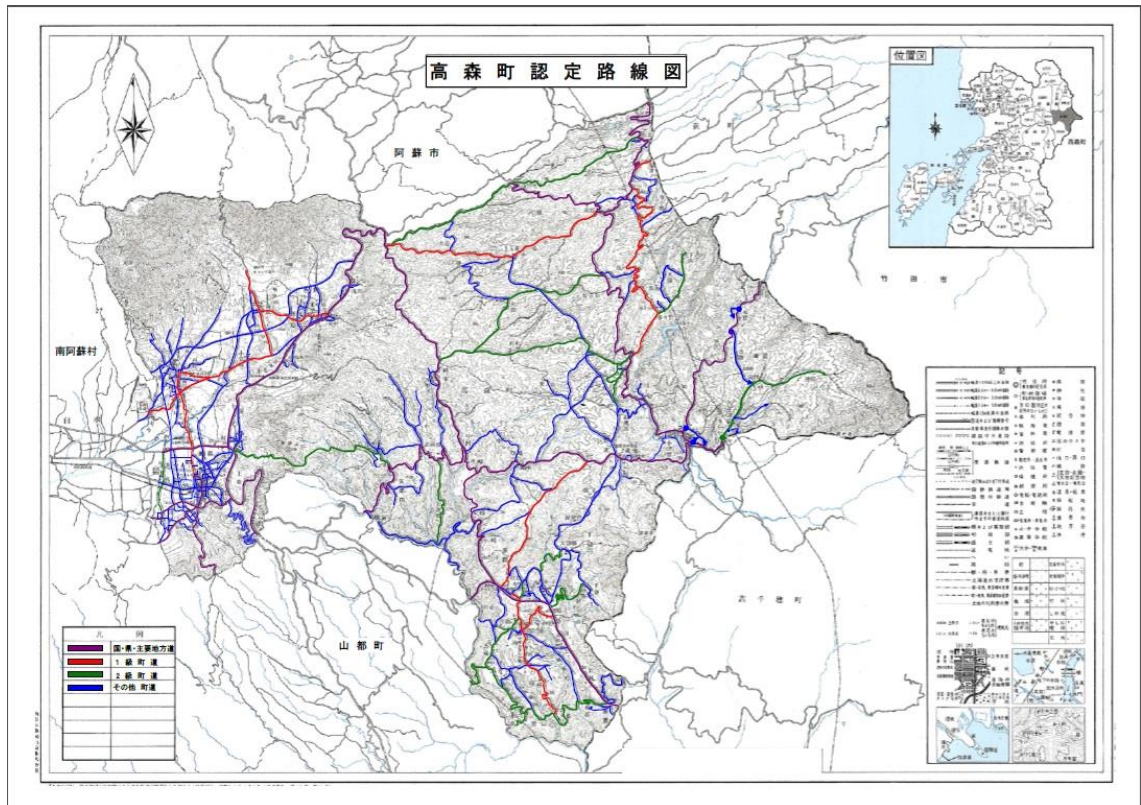
## 目次

- 1 道路施設の現状と課題
  - (1) 高森町の道路概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
  - (2) 高森町の橋梁概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
  - (3) 道路施設の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
- 2 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方
  - (1) 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方・・・・・・・・ P.5
- 3 今後の点検・修繕計画
  - (1) 点検計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
  - (2) 対策の優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.5
  - (3) 施設の状態・対策内容・実施時期・対策費用・・・・・・・・ P.6

# 1 道路施設の現状と課題

## (1) 高森町の道路概要

熊本県高森町では、1級町道色見環状線ほか 12 路線 37,726m、2級町道津留・豆塚線ほか 15 路線 52,195m、その他町道林・白水線ほか 179 路線 177,329m、合計 267,252mを管理しています。



1級市町村道	12 路線	37,726 k m
2級市町村道	15 路線	52,195 k m
その他市町村道	179 路線	177,329 k m

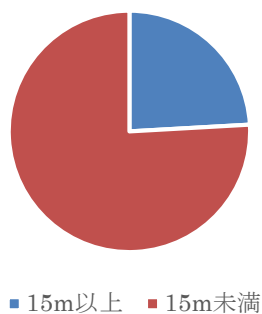
## (2) 管内の橋梁概要

### 高森町の橋梁概要

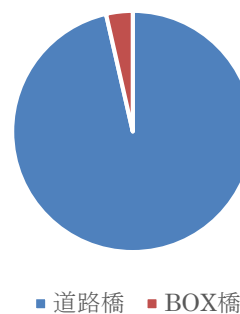
本町が管理する橋梁数は、15m未満橋梁が85橋、15m以上橋梁が27橋、合計113橋あります。

橋梁数			
管理橋梁合計	道路橋		うちBOX橋
橋梁数	15m以上橋梁	15m未満橋梁	橋梁数
113	28	85	4

橋長の割合



橋梁種別の割合



#### 道路橋とは？

道路、鉄道、水路等の輸送路において、輸送の障害となる河川、溪谷、湖沼、海峡あるいは他の道路、鉄道、水路等の上方にこれらを横断するために建設される構造物。

#### BOX 橋とは？

道路の下を横断する道路や水路等の空間を得るために、盛土あるいは地盤内に設けられる剛性ボックスカルバート。橋長2m以上かつ土被り1m未満のカルバートを指す。

## (3) 道路施設の現状と課題

道路橋の多くは高度経済成長期に建設されたもので、数年後には老朽化の目安となる建設後50年を経過します。これら老朽化が進む管理橋梁に対して、従来の損傷が大きくなってから修繕を行う事後的な維持管理を継続した場合、維持管理に要する費用が膨大となり、地域道路網の安全性・信頼性の確保のための適切な維持管理が困難となることが懸念されます。

## 2 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

### (1) 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

インフラは、利用状況設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設ごとに異なり、その状態は時々刻々と変化します。現状では、これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

このため、橋梁の点検については、定期点検要領に基づき、5年に1度、近接目視による点検を実施し、結果については、4段階で区分することとしています。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

## 3 今後の点検・修繕計画

### (1) 点検計画期間（各市町村で設定）

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は10年とします。

なお、点検結果等を踏まえ、毎年度、計画を更新します。

### (2) 対策の優先順位の考え方（各市町村で設定）

橋梁点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な対策を講じます。橋梁の対策は、第三者に対する安全性に著しく影響を及ぼし、緊急的に対応が必要な損傷がある橋梁を優先的に実施します。

速やかに補修を行う必要がある区分「健全度Ⅲ」と判定した橋梁については、損傷箇所数や損傷程度を考慮し、優先的に対策を実施します。

### (3) 対象施設、個別施設の状態（健全度）、実施時期、対策内容

高森町管内における対象施設、個別施設の状態（健全度）、実施時期、対策内容、概算の費用については次項の表のとおりです。

